

〈資料〉

皇室制度に関する有識者ヒアリング

— 女性宮家の創設 —

横手 逸 男^{*}

要約

天皇陛下や皇族方は、さまざまなご公務を通じて、国民との絆を深められている。

一方、現行「皇室典範」では、皇族女子は、「天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れ」なければならず、現在の皇室の構成に鑑みると、女性皇族が婚姻を機に皇籍を離脱した場合、皇室のさまざまなご活動の維持が困難になる。このような状況に対処すべく、ヒアリングが実施されたが、有識者の意見は大きく対立した。平成24年10月5日に野田内閣が発表した「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」では、皇族数の減少に歯止めをかけ、皇室のご活動の維持を確保するためには、「女性皇族が一般男性と婚姻後も皇族の身分を保持しうることとする制度改正について検討を進めるべきである」と結論づけたが、ヒアリングを行なうに際し示された「皇位継承問題には触れない」という前提条件にもかかわらず、「皇位継承問題」に関する大きな論争を招いた。しかし、皇室の直面している問題は深刻であり、これらの問題に関する政府の積極的なとり組みが必要である。

キーワード 皇室典範、有識者ヒアリング、女性宮家

目次

- 1 はじめに
- 2 ヒアリングの進行形式
- 3 ヒアリングの概要
- 4 各有識者の主張の骨子
- 5 「論点整理」の発表と反響
- 6 おわりに

1 はじめに

現行皇室典範では、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れ」なければならない（第12条）、「天皇及び皇族は、養子をするができない」（第9条）。また「年齢15年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇族会議の議により、皇族の身分を離れる」（第11条）ことになっており、従って、現在8方おられる未婚の女性皇族^[1]が、これらの理由により皇籍を離脱された場合、皇室の規模が縮小するおそれがある。

天皇は、「日本国及び日本国民統合の象徴」として、国事行為や公的行為をされ、各皇族方もさまざまなご公務を担当され、天皇を支えておられる。また、皇室には古くから引き継がれたさまざまな宮中祭祀^[2]があり、これらのおつとめも皇室の重要な役割である。ゆえに、皇室の規模が縮小した場合、天皇や皇族のご負担が増し、現在のような皇室のご活動の維持が困難になることが予測される。

かつて野田内閣は、皇室の活動を安定的に維持し、天皇皇后両陛下の負担を軽減するために、平成23年12月22日、「女性皇族（内親王・女王）に結婚後も皇族の身分を保持いただく」制度等の創設を視野に、皇室典範改正案を取りまとめる方針を固め、平成24年2月29日から7月5日まで、6回にわたり12名の有識者に対しヒアリングを行った^[3]。

これらのヒアリングをふまえ、内閣官房皇室典範改正準備室は、同年10月5日、「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」^[4]を公表し、「皇族数の減少に歯止めをかけ皇室の御活動を確かなものとするためには、女性皇族が一般男性と婚姻後も皇族の身分を保持しうることにする制度改正について検討を進めるべきである」と結論づけたが、これに対しては多くの反対意見が寄せられた。

本稿では、野田内閣の下で実施されたヒアリングの内容を再検討し、各有識者の主張とその論点を整理し、ヒアリングで示された政府の結論に対する疑問点を明らかにしたい。

2 ヒアリングの進行形式

2.1 ヒアリング事項

ヒアリングは、従来から論議が盛んな「皇位継承問題」には触れないことを前提に、緊急性の高い「皇室の御活動の維持」と「女性皇族の問題」に関する以下の（1）～（6）の項目を中心に行われた。

（1） 象徴天皇制度と皇室の御活動の意義について

ア. 現在の皇室の御活動をどのように受け止めているか。

イ. 象徴天皇制度の下で、皇室の御活動の意義をどのように考えるか。

（2） 今後、皇室の御活動の維持が困難となることについて

現在の皇室の構成に鑑みると、今後、皇室典範12条の規定等により皇族数が減少し、

皇室の御活動の維持が困難になることについてどのように考えるか。(皇室典範改正の必要性・緊急性はあるか。)

- (3) 皇室の御活動維持の方策について
 - ア. 皇室のご活動維持のため、「女性皇族（内親王・女王）に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」という方策について、どう考えるか。
 - イ. 皇室の御活動維持のため、他に採りうる方策として、どのようなことが考えられるか。
- (4) 女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持頂くとする場合はの制度のあり方について
 - ア. 改正後の皇室の規模はどのくらいがふさわしいか。
 - イ. 配偶者及び子の身分やその御活動についてどのようなあり方が望ましいのか。皇族とすべきか否か。
- (5) 皇室典範改正に関する議論の進め方について
皇室典範について、今回、今後の皇室の御活動維持の観点に絞り緊急課題として議論することについてどう考えるか。
- (6) その他
 - ア. 女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持いただくとした場合、婚姻等が円滑になされるようどのような配慮が必要か。
 - イ. その他、留意すべきことは何か。

2.2 議事進行

ヒアリングは、内閣官房副長官（政務、事務）、園部内閣官房参与、内閣官房皇室典範改正準備室職員により、各回2名ずつ計6回、以下の各氏に対し質疑応答を含め約40分ずつ行われた。

- 第1回 平成24年2月29日（水）
今谷 明（帝京大学文学部日本文化学科特任教授）
田原総一郎（ジャーナリスト）
- 第2回 平成24年3月29日（木）
山内昌之（東京大学大学院総合文化研究科教授）
大石 眞（京都大学大学院法学研究科教授）
- 第3回 平成24年4月10日（火）
櫻井よしこ（ジャーナリスト）
百地 章（日本大学教授）
- 第4回 平成24年4月24日（火）
市村真一（京都大学名誉教授）
笠原英彦（慶應義塾大学教授）

第5回 平成24年5月21日（月）

小田部雄次（静岡福祉大学教授）

島 善高（早稲田大学教授）

第6回 平成24年7月5日（木）

所 功（京都産業大学名誉教授）

八木秀次（高崎経済大学教授）

3 ヒアリングの概要

前掲「2.1 ヒアリング事項」(1)～(6)の各項目に関する、各有識者の主張や論点を示すと以下のとおりである^[5]。

(1) 象徴天皇制度と皇室の御活動の意義について

わが国の象徴天皇制度は1000年以上の歴史があり（今谷）、日本の歴史の中ではむしろ象徴天皇制度が普通であった（田原）。このような象徴天皇制度の下での皇室のご活動は、いわば国の「尊厳的」要素として、党派的な対立を越え、社会的な結合を強める機能をもつものであり（大石）、現憲法の下で、両陛下が民主主義と天皇制との調和を模索されてきた御努力は、まさに国民の象徴としてふさわしく、国民にとっても誇らしい（山内）。現在の象徴天皇制度の下で、国民が皇室に敬愛の念を抱いている（櫻井）点においては、各有識者間に異論はない。

(2) 今後、皇室の御活動の維持が困難となることについて

現行皇室典範では、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承」（1条）し、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れ」なければならない（12条）。また、「天皇及び皇族は、養子をする」ことができず（9条）、さらに「年齢15年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇族会議の議により、皇族の身分を離れる」（11条）と規定する。それゆえ、秋篠宮家の悠仁様が天皇になられるときには、宮家がゼロになるおそれもあり、現行皇室典範改正には十分な必要性和緊急性があるという点では、有識者の認識は共通しているものの、特に皇室典範第12条を改正して、皇族女性が一般男性と婚姻後も皇族の身分を保持することができるようにする案については、櫻井、百地、島、八木の各氏が強く反対している。その根底には、女性宮家（女性皇族）の創設が、女系天皇へつながるとの大きな懸念がある。

(3) 皇室の御活動維持の方策について

ア。「女性皇族（内親王・女王）に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」とは？

ヒアリングは、従来から論議が盛んな「皇位継承問題」には触れないことを前提条件とし

たが、「女性皇族（内親王・女王）に婚姻後も皇族の身分を保持していただく」ということの意味が「女性宮家」の創設を意味するかをめぐり、園部参与と一部の有識者間（山内氏、今谷氏、田原氏）で認識の違いがみられた。すなわち、「宮家」とは、「皇統断絶の危機に備えて創設され、皇族の身分をもっている一家のこと」^[6]である。このように解釈すれば、宮家とは、皇位継承権者を確保し、皇統の危機に備えるものであり、「女性宮家」とは、女性天皇や女系天皇にもつながり、正しく、ヒアリングの「皇位継承問題」には触れないという前提条件を無視するものである。

ヒアリングにおいて山内氏が「女性宮家」という言葉を使用したことに対しては、園部参与から山内氏に対し、次のような指摘がなされた。

園部：女性宮家という言葉は、私は最初から使っていない。マスコミの方で広がり、女系天皇になるのではないかというふうないいがかりを付けられて迷惑している。ここでは、天皇陛下の大変な数のご公務を分担して減らすというのが最大の目的である。

これに対し、山内氏は次のように答えている。

山内：今回の議論は女帝、女系天皇の問題に立ち入るものではないと私は言った。現両陛下のご体調やご健康の問題。悠仁親王が未来、補佐や援助もなく孤立される事態は避けなければならないという2つの観点から女性宮家による補佐と援助という言葉を使った。

園部参与は、マスコミの取材等においても、ヒアリングの前提条件に反するような「女性宮家」という言葉は使用されなかった^[7]かも知れない。しかし、山内氏らは「女帝、女系天皇の問題に立ち入るものではない」としつつも「女性宮家」という言葉を使用している。かくして「女性宮家」という言葉をめぐり、両者の主張は錯綜する。

この点、大石氏は、「婚姻後も皇族の身分を保持」することの意味には二義あるとし、次のように述べ、ヒアリングの前提条件のあいまいさを指摘する。

大石：「女性皇族（内親王・女王）に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」という方策については、何より、「皇族の身分を保持する」ことの意味が、(a) いわゆる宮家を立てるという趣旨か、(b) 婚姻後もなお皇族の出自を示す尊称（内親王・女王）を認めるという趣旨かを分けて考える必要がある。(a) だとすれば前例はない。他方、(b) だとすれば、これは旧典範時代に前例がある。

また、櫻井氏と百地氏は、次のように述べ、論議は錯綜する。

櫻井：今回の政府の設問自体に無理がある。政府は、女性宮家の創設問題は皇位継承の問題と切り離すというが、これら2つは表裏一体の切り離せない問題である。一代限りの女性宮家にしても、必ず崩れて変質し、結果、男系天皇で幾世代も続いてきた皇統が女系天皇に移ることになろう。

百地：宮家（世襲親王家）は、皇位継承権者を確保し、皇統の危機に備えるものであり、そもそも女性宮家など意味を持たないし、歴史上一度も存在したことはない。

イ. 皇室の御活動維持のための方策

皇室の御活動維持のための方策について、女性宮家（女性皇族）を創設すべきかについて、

有識者の見解は次のA～Cに分かれる^[8]。なお、「女性宮家」という言葉については、園部参与と山内氏などとの間において、認識のズレがあったこと前述したとおりである。

A 女性宮家の創設に賛成（今谷、田原、山内、大石、市村、所）

今谷氏は、「皇室という存在自体が伝統的に二重、三重の藩屏というか、周りの大きな組織、貴族、公家、武家などで支えられていた。そういう意味で最低限、女性宮家であっても周りに垣根を作ることは必要」であると主張する。田原氏は、旧宮家の復活には反対しないけれども「女性宮家」は必要、女系天皇には反対だが、女性天皇や女性宮家には反対しないと述べる。山内氏は、皇室のご活動は十分に補佐されなければならない、そのような意味で女性宮家の創設は必要であり、今回の議論は女帝や女系天皇の問題に立ち入るものではないことを主張する。

B 女性皇族の婚姻後の身分保持に賛成（笠原、小田部）

笠原氏は、今回のヒアリングの「皇位継承問題には触れない」という前提条件を踏まえ、「女性宮家」には触れず、皇室の安定性を維持するために、「皇族女子の方々に婚姻後も皇族の身分を離れることなくご活動を分担して頂くのが最良」であると主張する。また、小田部氏は、「女性宮家」には触れていないが、「私個人としては、女性が結婚して皇族になれるなら、そろそろ男性が結婚して、皇族になってもよろしいのではないか」とも述べている。

C 女性宮家・女性皇族の創設に反対（櫻井、百地、島、八木）

櫻井、百地、島、八木の各氏は、皇室典範第12条を改正して、女性宮家や女性皇族を創設することは、女性天皇や女系天皇にもつながりかねないことを強く懸念する。

八木氏は、「女性宮家の創設は、裏口からの女系天皇容認」との指摘もあり、「女性宮家」を創設しなくても内親王・女王の称号の継続と予算措置によって皇室の活動をサポートしていただくようにすればよい」と述べ、百地氏は、「女性皇族が皇籍離脱後も公的な立場で活動され、陛下をお支えするためには、婚姻による皇籍離脱後も、特例として『内親王』、『女王』の尊称を認め、直接、陛下を公的に支えるシステムを構築すべきであると」主張する。また、島氏も、「女性皇族の婚姻後の身分については、皇族身分を保持頂く以外の道も考えるべきだと思う。皇族身分を離れても、なお積極的に皇室関連のお仕事をしていただくために、婚姻後も内親王・女王の称号を用いて頂き、例えば宮内庁の参与職や御用掛の職についていただく。旧皇室典範44条に倣う案」もあると述べる。

(4) 女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持頂くとする場合の制度のあり方について

現行皇室典範を改正して、女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持頂く場合、皇室の規模や配偶者の扱いについては、今谷・山内の両氏は次のように述べる。

今谷：女性宮家は仁孝天皇の皇女の淑子内親王（皇女和宮の姉）が桂宮を継いだ例もあり、決して不自然なことではない。ただできるだけ小規模にとどめになって、例えば眞子様、佳子様、愛子様。困難かも知れないが黒田清子様にも戻っていただきたい。内親王が宮家を立て、御結婚された場合、入夫の男性は准皇族というようなことでよい。

山内：女性宮家は昭和天皇と現天皇の血をひく方々に限定すべきである。

「女性宮家」を昭和天皇と今上陛下の血を引く方々に限定すると根拠について、山内氏は次のように答えている。

山内：養老律令や大宝律令以来、宮家は4世から5世で臣籍に下ることになっていた。内帑金あるいは皇族費というような財政的措置の問題からして、ある皇族を永続化させることは難しかった。大正9年の「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」も宮家が増えすぎて財政問題が生じたことが大きい。11宮家の共通の祖先は南北朝の北朝につながる。昭和天皇と現天皇陛下の血を引かれる直宮様を中心に考えるのは当然。

所氏は、女性宮家の範囲と皇族女子と結婚する一般男子とその子孫の身分について、次のように主張する。

所：皇族女子と結婚する一般男子は、入夫として皇族になる。さらに、その子孫も皇族として宮家を相続するが、長系・長子以外は順次皇籍を離れるようにして適宜調整する必要がある。結婚する男性は入夫として皇族の身分を得るけれども、当主になることはなく、皇位継承資格を認められない。

(5) 皇室典範改正に関する議論の進め方について

この点に関しては、皇室典範第12条を改正して「可及的速やかに皇族女子の方々に御結婚後も皇族の身分を保持していただくべきである」（市村・笠原・小田部）との主張と、陛下のご負担を軽減するためには、「女性宮家の創設ではなく国事行為の代行や象徴行為の整理縮小の方法で緊急に議論」すべきであり、(1) 皇室典範第9条を改正し、元皇族の男系男子孫の方に、男子継承者のいない現宮家に入っていただく方法や、(2) 元皇族の男系男子孫の中から、御本人の意思（親権者の同意）や皇室のご意向を踏まえたくて、ふさわしい方に皇族となっただけのための臨時特別措置法を制定する方法もある」（百地）との主張が対立する。

皇室会議については、皇室典範第10条を改正して「実質的な審議を尽すよう運用すべし」（所）とか、「皇室会議は皇族方が主導権を取るような形になっていない。皇室のご意見をどうやってくみ取っていくか、何らかの手だてがあつていい」（大石）との指摘もある。

なお、園部参与の「皇室典範の改正についても皇太子殿下も秋篠宮殿下も政治的に発言されることを大変、遠慮されておられる。皇室の方々のご意見をお伺いする手順・方法・公表のあり方とか、何か法的に可能な方法」はありますかとの質問に、大石氏は、「手順と方法は難しい。昔は公式令という勅令がまずできて、これでもって皇室令という一つの形を作った。現在は国の制度というものと天皇家ご一家の問題とをどうやって区別するかということがある。旧皇室令などを参考に内閣官房や宮内庁のしかるべきところで進めるのが一番いい。区分けにおいて国家制度と天皇家内部の問題とを明確に分けられない部分がある。とくに一般民法との関係をどうするかというのはよく分らない」と答えている。

(6) その他

その他、留意すべきことについては、ジャーナリズムの品の悪い報道のあり方などが、国民の皇室像や皇室感の形成にとって、マイナスとなることなどが指摘されている。

4 各有識者の主張の骨子

前掲「2.1 ヒアリング事項」(1)～(6)のうち、特にその主張が対立したのが、(3)と(4)であった。この点に関する各有識者の主張の骨子は以下のとおりである。

第1回 平成24年2月29日

[今谷 明]

- ・象徴天皇制度は、1000年以上の歴史がありGHQから押し付けられたものではない。
- ・皇室の御活動のうち、祭祀的行為と公的行為等は皇太子と秋篠宮にお任せしてもいい。
- ・女性宮家は仁孝天皇の皇女の淑子内親王（皇女和宮の姉）が桂宮を継いだ例もあり、決して不自然なことではない。ただできるだけ小規模にとどめた方がよい。
- ・内親王が宮家を立て、御結婚された場合、入夫の男性は一代限りで准皇族というような待遇でよい。准関白とか准摂政とか、平安時代の人はかなり柔軟にやっている。
- ・皇室という存在自体が伝統的に二重、三重の藩屏というか、周りの大きな組織、貴族、公家、武家などで天皇を支えているので最低限、女性宮家であっても周りに垣根を作ることは必要である。

[田原総一郎]

- ・日本の歴史では象徴天皇制が普通であり、明治天皇から昭和天皇の前半までの大元帥という形がむしろ異常であった。
- ・秋篠宮家の悠仁様が天皇になれるときには、宮家がゼロになるおそれもある。それゆえ女性宮家をつくるのは基本的に賛成する。旧宮家の復活に反対ではないが、旧宮家が復活すればいいから女性宮家は要らないという意見は、論理的に正しくない。
- ・女性宮家を創設した場合、その規模はできる限り小さい方がいい。配偶者である夫は皇族に準じるべきであり、その子どもも宮家でいい。
- ・今日の問題とは関係ないかも知れないが、女性天皇があってもいい。女系の場合、これは問題、女系という伝統はない。
- ・「女性宮家は不必要」との見解は女性差別であり、アナクロニズムだとすら思う。

第2回 平成24年3月29日

[山内昌之]

- ・陛下の御活動は十分に補佐されなくてはならず、そのためにも女性宮家の設立は象徴天皇制の維持と発展にとって必要である。

- ・女帝・女系の天皇即位や旧宮家の復活といった天皇制の根幹に関わる大変革は、国民世論を大きく分裂させる。今は女性宮家の創設だけに問題をしばっておくほうが良い。
- ・女性宮家は昭和天皇と現天皇の血をひく方々に限定すべきである。
- ・愛子様、眞子様、佳子様については、宮家を立てられ御結婚後も皇族として「万世一系」「万葉一統」の血筋を維持することにお力添えいただき、悠仁天皇の即位とその後の皇室の繁栄のためにお力を尽していただきたい。女性宮家の創出は象徴天皇制を未来において安定させる堅実な方策の1つといえよう。

[大石 真]

- ・「女性皇族（内親王・女王）に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」という方策については、「皇族の身分を保持する」ことの意味が、(a) いわゆる宮家を立てるという趣旨か、(b) 婚姻後もなお皇族の出自を示す尊称（内親王・女王）を認めるという趣旨かを分け考える必要がある。(a) だとすれば前例はない。他方、(b) だとすれば、これは旧典範時代に前例がある。
- ・「皇族の身分を保持」することが (a) であるとすれば、その配偶者は、一般民間人の方で構わないが、配偶者とその子については皇族として処遇することが望ましい。(b) だとすれば、その尊称はその一代限りとするのが当然。
- ・「婚姻後も皇族の身分を保持」することの意味を明確にした上で議論を進めることが大切。皇室典範の改正も俎上に上ることになるのであれば、憲法附属法の再検討の問題として、国会両議院に設けられている憲法審査会で議論することが考えられてよい。
- ・皇室経済との関係を考えると、(b) だとすると、現行法規を改める必要はない。他方、それが (a) だとすると、その改正も必要となる。なお、伝統的な儀式・行事等についても、法的な整理・再検討を行う必要がある。

第3回 平成24年4月10日

[櫻井よしこ]

- ・事態を改善し、皇室の基盤を強化するために、過不足のない数の皇族方を天皇の周りに配置することが必要。そのための皇室典範改正は避けられない。しかし、女性宮家の創設は、皇室の本質を根本から変える女系天皇につながりかねない。
- ・今回の政府の設問自体に無理がある。政府は、女性宮家の創設問題は皇位継承の問題と切り離すというが、これら2つは表裏一体の切り離せない問題である。一代限りの女性宮家にしても、必ず崩れて変質し、結果、男系天皇で幾世代も続いてきた皇統が女系天皇に移ることになるろう。
- ・女性皇族が結婚後も皇室のお近くで活躍されるような体制を整えることは賛成。しかし、その場合の身分は日本の伝統にのっとって、皇籍を離れられるのが順当。
- ・男系の皇統を守り、宮家を増やし、皇族方を増やすために、皇籍離脱した旧皇族方に

お戻り頂ければ良い。

[百地 章]

- ・宮家（世襲親王家）は、皇位継承権者を確保し、皇統の危機に備えるものであり、そもそも女性宮家など意味を持たないし、歴史上一度も存在したことはない。
- ・従来、政府見解の基調とされてきたのは、憲法第2条の世襲は男系を意味するというもの。それゆえ、皇位継承権を男系男子に限定した皇室典範1条を改正して、安易に女系天皇を容認することは許されない。
- ・女性皇族が皇籍離脱後も公的な立場で活動され、陛下をお支えするためには、婚姻による皇籍離脱後も、特例として「内親王」、「女王」の尊称を認め、直接、陛下を公的に支えるシステムを構築すべきである。
- ・旧11宮家の臣籍降下は、実際には、GHQによる圧力によるものであって、史上しばしば行なわれた天皇の勅命による臣籍降下とは全く異なる。
- ・(1) 皇室典範第9条を改正し、元皇族の男系男子孫の方に、男子継承者のいない現宮家に入っただけ方法や (2) 元皇族の男系男子孫の中から、御本人の意思（親権者の同意）や皇室のご意向を踏まえうえて、ふさわしい方に皇族となっただけための臨時特別措置法とでもいべき法律を制定する方法もある。

第4回 平成24年4月24日

[市村真一]

- ・緊急に女性皇族を当主とする宮家を創設し、しかる後、中期方策、長期方策を検討すべきである。
- ・今の皇室典範を改正しない限りは、宮家はなくなる。緊急事態を救うために必要な法的措置を取るべきであり、数年間の時間をかけてやる中期の対策のための調査会を設けるという附帯決議をつけるべし。
- ・内親王あるいは女王を当主とする宮家の創設を、皇室典範12条の改正によって実現し、臣籍降下された皇族方やこれからそうなされるであろう皇族方に対しても、必要に応じて内親王あるいは女王という称号を保持し続けられるよう皇室典範を改正すべきである。旧皇室典範44条にはそのような規定がある。
- ・昭和22年に臣籍降下された旧宮家の皇族復帰については、緊急にそういうことをすべきではない。宮家の復活という問題は、2～3年の時間をかけてしっかりと検討して、緊急措置としてはとるべきではない。

[笠原英彦]

- ・皇室の御活動の維持を図るためにも、可及的速やかに同12条を改正し、皇族女子の方々に御結婚後も皇族の身分を保持していただくべきである。
- ・皇室の御活動の安定性を維持するために、内親王殿下や女王殿下ら皇族女子の方々に婚姻後も皇族の身分を離れることなく御活動を分担して頂くのが最良な方法。

- ・女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持して頂く場合、配偶者、子の身分については、皇族としないのがよい。宮家とは本来、皇位継承資格者を確保するためのもの。そのために宮家を創設すべきではない。女性皇族お一人に分担していただければ十分。皇族女子の方々に婚姻後も皇族の身分を保持していただく場合、皇族女子の方は皇統譜、配偶者が戸籍となると、平たくいえば婚姻届が出せない。まさか皇族が事実婚というわけにはいかない。当然、法律婚とすべし。
- ・悠仁親王が御誕生されたから女系容認は必要ないとも考えたが、問題がすべて解決したわけではない。悠仁親王誕生以降も女系容認を主張されている方もいる。更に根源的な問題として、側室なしで男系男子のままで安定的皇位継承が可能か熟慮すべし。

第5回 平成24年5月21日

[小田部雄次]

- ・皇室の御活動の維持、皇族女子の数を維持するために、日本国憲法や皇室典範を大きく変えるのは望ましくないが、皇室典範12条を削除ならば好ましい。
- ・皇室の御活動維持のため、「女性皇族（内親王・女王）に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」ことにより、天皇のご公務を軽減するご支援体制をもっと整えてもよい。
- ・内親王や女王方が宮家を継承する場合、秋篠宮・三笠宮・高円宮の三宮家を長女が継承。愛子内親王・佳子内親王のために新宮家を設立してもよい。旧皇族家の末裔の方の復帰は実現可能なのか疑問が多い。
- ・女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持いただく場合、改正後の皇室の規模は、現皇室の皇族の方々の数を超えないことがふさわしい。女系天皇実現の念が強いというのであれば、配偶者と子の身分は皇族としない方がよい。夫婦・親子の身分が違うことを懸念する声もあるがやむを得ない。
- ・女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持いただく場合、両性の合意は大前提。両性の合意と皇室会議の審議で対応すればよい。

[島 善高]

- ・皇室を安泰にするには宮家の存在が不可欠でありその方策は次のとおり。
 - ①旧11宮家を特別措置法により復帰させる
 - ②旧11宮家の男系男子のうち、本人の意思、天皇陛下、皇族方のご意向に配慮し、ふさわしいもののみ、特別措置法によって皇籍の取得を認める。
 - ③旧11宮家の男系男子のうち、本人の意思、天皇陛下、皇族方のご意向に配慮し、ふさわしいものを養子とする。そのためには、養子を禁じた皇室典範第9条と第15条を改正する必要がある。
- ・皇室の御活動を維持すべく、皇族女性が一般民間人と婚姻され、皇族女性を当主とする宮家を創設するという案もある。しかし、夫となる方を皇族とするとすれば、皇位継承問題とも関係し、国論が大紛糾する。

- ・女性皇族の婚姻後の身分については、皇族身分を保持頂く以外の道も考えるべきだと思う。皇族身分を離れても、婚姻後も内親王・女王の称号を用いて頂く。旧皇室典範44条に倣う案もある。
- ・皇室典範改正は国会で審議されるが、極力、大規模な政治問題とならないよう、慎重に審議すべきである。
- ・我々が理解しやすい形で皇室関係法令を整理していただきたい。

第6回 平成24年7月5日

[所 功]

- ・旧宮家の復活は「君臣の分義を厳守」するためには、決して望ましいことではない。
- ・皇族女子の処遇について、「婚姻後も皇族の身分を保持していただくという方策」を早急に実現するのが当然であり、当面まず女性宮家の設立と相続を可能にする必要がある。その場合、女性宮家の範囲は、内親王（現3名）も女王（現5名）も全員可能とした上で、典範の原則にある長系・長子を優先しながら、本人の意向や当代の事情を考慮して、皇室会議の議により辞退することができる運用を工夫する必要がある。
- ・また皇族女子と結婚する一般男子は、入夫として皇族になる。さらに、その子孫も皇族として宮家を相続するが、長系・長子以外は順次皇籍を離れるようにして適宜調整する必要がある。結婚する男性は入夫として皇族の身分を得るけれども、当主になることはなく、皇位継承資格を認められない。
- ・皇室会議については、現行皇室典の第10条を改正して実質的な審議を尽すよう運用すべし。
- ・皇族身分を離れても皇室関係のお仕事をしていただくために、婚姻後も内親王・女王の称号を用いられるようにするという案もあるが、一旦皇室を出られたら一般国民と同じであり、これは皇室と国民との区別を曖昧にする一因となる。

[八木秀次]

- ・事前の打ち合わせにおける基本前提は、「①皇位継承とこの問題は切り離す。②皇室典範の第1条には手をつけない」ということだったが、この皇室典範12条にかかわる問題。果して本当に皇位継承と切り離せるのかという懸念がある。
- ・これまでマスコミ等で使われている「女性宮家の創設」は、裏口からの女系天皇容認との指摘もある。女系継承は避けるべきだ。
- ・日本国憲法第2条『世襲』の意味につき、園部参与は「男系による継承と解さなければならぬ」とまでは考えられない」と述べておられる。また、園部参与や所先生は、皇統には男女両系が含まれ、その中から男系を選択し、更に男子を選択するという三重構造。しかし皇室典範はそのような認識には立っていない。
- ・「天皇の正統性」とは、初代神武天皇の男系の血筋を純粹に継承されている、このことにつきる。「女性宮家」を創設しなくても内親王・女王の称号の継続と予算措置に

よって皇室の活動をサポートしていただくようにすればよい。身分は民間人、皇位継承権はない。

- ・旧宮家の男系男子孫による「新宮家」創設がより本質的解決である。

臣籍降下は現行の皇室典範の下で行われたものであり、大正9年の皇族の降下に関する施行準則によるものではない。「君臣の分義」というが、男系継承という皇位継承の原理こそ重視すべき。

5 「論点整理」の発表と反響

これらのヒアリングをふまえ、内閣官房皇室典範改正準備室は、同年10月5日、「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」を公表し、有識者ヒアリングで示された具体的な提案には、「(Ⅰ) 女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とする案」と「(Ⅱ) 女性皇族に皇籍離脱後も皇室の御活動を支援していただくことを可能とする案」の二案があるが、「皇族数の減少に歯止めをかけ皇室の御活動を確かなものとするためには、女性皇族が一般男性と婚姻後も皇族の身分を保持しうることとする制度改正について検討を進めるべきである」としたうえで、次のような案を示した^[9]。

① (1-A案)

「女性皇族に一般男性との婚姻後も、その御意思により、皇族としての身分を保持していただくことができることとし、配偶者や子にも皇族としての身分を付与する案」

② (1-B案)

「女性皇族が一般男性と婚姻した場合に、その御意思により、皇族としての身分を保持していただくことができるとする一方、配偶者や子については、皇族の身分を付与しない案」

そして、旧皇室典範第44条^[10]で規定されていたように、「女性皇族が婚姻により皇族の身分を離れた後も、『内親王』等の称号を保持しながら、皇室の御活動維持を支援していただく案（いわゆる尊称保持案）」については、旧皇室典範第39条や日本国憲法第14条との関係において、実施することは難しいと結論づけた^[11]。

これに対しては、「皇室の伝統を守る国民の会」（会長 三好達）より次のような反論・意見等が寄せられた^[12]。

ア 「尊称による皇室活動の維持」と「元皇族の男系男子の皇室復帰」の両案の検討こそ、今日の皇室制度の課題を克服する道である。

イ 論点整理は「女性宮家」創設により生じる重大な問題指摘を軽視するものである。

ウ 女性宮家という新しい身分の創設には憲法第14条違反の重大な疑義が生じる。

エ 史上初めて一般男性を皇族とする女性宮家制度は、皇室の伝統と矛盾するものであって、「皇室の伝統を踏まえながら」検討するとした基本方針に反する。

オ 尊称案は「称号」を付与するだけであって憲法第14条には違反せず、代案の国家公務員案は

有識者からの提案にはなく、「論点整理」の主旨から逸脱している。

カ 尊称付与によって内親王や女王が元皇族として、皇室のご活動を支えることは、「皇室のご活動を安定的に維持」する緊急課題に即応している。

キ 政府は皇位継承制度の安定的な維持のため、元皇族の男系男子が皇籍を取得できる方策について、速やかに検討を開始すべきである。

また、その後、実施された電子メールやFAXによるパブリックコメントにおいても約26万7千件もの意見が寄せられ、その多くを反対意見が占めたともいわれ、特に、女性宮家創設案については、「将来、女性宮家につながるおそれがある」との立場から、反対する声も多かった^[13]。

6 おわりに

ヒアリングは、従来から論議が盛んな「皇位継承問題」には触れないことを前提に、緊急性の高い「皇室の御活動の維持」と「女性皇族の問題」を中心に行われた。しかし、そのような前提条件自体、桜井氏の指摘しているように無理があったのかも知れない。

皇室の御活動維持のための方策について、有識者の主張は、皇室典範第12条「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。」を改正し、いわゆる女性宮家（女性皇族）を創設すべきか否かについて、賛否両論あった。

内閣官房皇室典範改正準備室は、平成24年10月5日、「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」を公表し、「皇族数の減少に歯止めをかけ皇室の御活動を確かなものとする」ためには、皇室典範第12条を改正して「女性皇族が一般男性と婚姻後も皇族の身分を保持しうることとする制度改正について検討を進めるべきである」と述べ、そして、女性宮家（女性皇族）創設に反対する有識者から提案されていた旧皇室典範第44条と同様の規定を設け、これに倣う案（いわゆる尊称保持案）については、旧皇室典範第39条や日本国憲法第14条との関係において、実施することは難しいと結論づけた。

これに対し、「皇室の伝統を守る会」などからは、「女帝宮家という新しい身分の創設には、憲法第14条違反の重大な疑義が生じる」との指摘がなされている。

しかし、「皇位の世襲を重く見て、天皇及び皇族とも『門地』によって『国民』から区別された特別の存在にして基本的人権の享有主体ではない」^[14]と捉えれば、憲法第14条違反をもって、「実施することは難しい」とか「重大な疑義が生じる」と直ちに断ずることはできない。

皇室の減少に歯止めをかけ、天皇制度を維持していくためには、現行皇室典範の改正は避けられないが、とりわけ皇室典範第12条の改正は、皇室の伝統に反する女系天皇へとつながりかねず、国論を二分する危険性が大きい。女性宮家（女性皇族）創設案、尊称保持案の両案のそれぞれの問題点を見据えたうえで、皇室典範第9条の「天皇及び皇族は、養子をすることができない。」の改正案等が模索されるべきである。

注

- [1] 8方とは、愛子内親王殿下、眞子内親王殿下、佳子内親王殿下、彬子女王殿下、瑤子女王殿下、承子女王殿下、典子女王殿下、絢子女王殿下。
- [2] 皇室事典編集委員会、『皇室事典』、角川学芸出版、2009年、p456参照。
- [3] ヒアリングは、毎回、齋藤勁（政務担当官房副長官）、長浜博行（政務担当官房副長官）、竹歳誠（事務担当官房副長官）、園部逸夫（参与）らが担当して行われ、その内容は首相官邸ホームページに掲載された。
首相官邸、政策会議、「皇室典範に関する有識者ヒアリング」、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koushitsu/yushikisya.html>
- [4] 同上ホームページ掲載、「皇室典範に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」（平成24年10月5日公表）参照。
- [5] 質疑応答も含めたヒアリングの議事詳細については、拙稿、皇室制度をめぐる論議—皇室に関する有識者ヒアリング—、「湘北紀要」、第34号、2013年参照。
- [6] 近現代の宮家皇族については、前掲、『皇室事典』、p119参照。なお、戦後、皇籍離脱をした11宮家については、小田部雄次、『天皇と宮家』、新人物往来社、2010年に詳しい。
- [7] この点の論拠については、岩井克己、皇室の嵐、「選択」、2012年4月号、p88参照。
- [8] 女性宮家創設賛否両論については、所功・八木秀次、女性宮家をなぜつぶすのか、「文藝春秋」、2013年3月号、p122も参照。
- [9] [政府関連資料]「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」（平成24年10月5日内閣官房提出）
- [10] 旧皇室典範第44条では、「皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ称ヲ有セシムルコトアルヘシ」と規定されていた。
- [11] 旧皇室典範第44条は、同39条の「皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ…華族ニ限ル」という規定を前提としたものであり、これを前例として現皇室典範に規定する根拠とはなりえないことと、皇族の身分を離れた方が「内親王」の用語を使用することは、皇族という特別な身分をあいまいにするものであり、憲法第14条との関係においても疑義を生じることを、その理由とする。
- [12] 皇室の伝統を守る国民の会：会長 三好 達、「政府が発表した『皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理』に関する私たちの見解」、平成24年10月24日公表。
- [13] 平成24年12月19日、日本経済新聞（朝刊）、同日付、朝日新聞（夕刊）記事。
- [14] 佐藤幸治、『現代法律学講座5 憲法 [新版]』、青林書院、p378、平成2年。

Summary

The Advisory Council Hearing on the Imperial Family — Establishing Female Imperial Branch Families —

Itsuo Yokote

In October 2012, the administration of Noda Cabinet released a report of establishing female Imperial branch families in light of decreasing numbers of Imperial Household members. But it remains unclear how the government of Abe, which took over in December 2012, will handle the issue. Under the current Imperial House Law, sooner or later, a situation may arise in which there is no eligible candidate for the Imperial Throne. A stability of the Imperial succession is an important issue that affects the country's foundation. Therefore the prompt establishment of a system that will ensure the stability of the Imperial succession is an important for Japan.

Keywords Female Imperial branch families, Advisory Council Hearing,
Amendment Imperial House Law

(2013年11月21日受領)